

開催日:平成20年10月16日

会議名:平成20年 決算審査特別委員会

〔教育〕

- 警備員配置について
- 遠距離通学費について
- 体育館と耐震改修について
- トイレ改修について
- 中学校給食について
- 学校給食での地場産農産物の使用状況について
- 学校図書館充実事業について
- 海外帰国子女等指導協力者派遣事業について
- 就労支援型預かり保育について
- 学童保育について

橋本紀子議員

少し項目が多いので、簡潔に進めさせていただきたいと思います。

まず1番は、一言の要望ですけれども、警備員配置についてですが、ことしも主要事務執行報告書では、長期休業中に学童保育の登室時間、あるいは創立記念日にも対応していただいたということです。この警備員の配置については、府の3か年の時限を切った事業ですけれども、地域や保護者、学校の安心感というのをはかり知れません。

新聞でも、府民の多くが警備員の存続の意思を持っておられるというふうに思っておりますので、簡単に要望しますが、引き続き警備員の配置については、恒久的な配置を目指してお取り組みをいただき、また、府へも働きかけをしていただきたいと思いますというふうをお願いをします。

それから、少しかぶることをお許しいただきたいと思います。校舎の改修、そして耐震改修工事、それと遠距離通学費の補助についてお伺いします。

学校も児童の急増期に建てられまして、校舎が相当古くなっていると思いますが、改修が計画的に行われているというふうに思いますが、その工法と、それからその改修には一体幾らぐらい費用がかかっているか。それから、工期はどのようになっているかお尋ねします。それから、体育館の耐震改修の工事数について。それと宮本委員の今のご質問にも重なりますけれども、体育館の改修後の校舎の耐震計画についてはどのようにお考えか、もう一度改めてお聞きいたします。

それから、遠距離通学費の補助についてですけれども、遠距離通学費補助を行った人数

と、補助率をお教えてください。それから、市街地部分と山間地の対象者がおられると思いますけれども、いわゆる山間地の人数を教えてくださいと思います。

以上です。

高橋学務課主幹

老朽化した校舎の改修についてでございますけれども、建築後20年以上経過をしました校舎棟を対象にしております、工法につきましては屋上防水の改修、それと外壁塗装の改修、それと校舎内部の改修、これらを計画的に行っております。

次に、工事費についてですが、先ほどの屋上、外壁、内部を改修した場合、平成19年度実績でございますけれども、1校で約1億1,000万円かかっております。

また、工事の実施時期でございますけれども、これは夏休み期間に工事を行っております。次に、耐震改修についてでございますけれども、体育館の耐震改修校でございますけれども、47校あります。

次に、校舎棟の耐震化についてですけれども、旧耐震基準で建築されました校舎につきましては、何らかの耐震補強が必要となります。今後、公共建築物の耐震化基本計画に基づきまして、耐震化に向け推進してまいります。

なお、今年度は3校を対象に補強工法や工事期間、また、事業費などの調査検討を行っておるところでございます。

以上でございます。

塚崎管理室参事

遠距離通学費に係りますお尋ねでございますけれども、この制度につきましては、本市の公立の小学校、中学校で、通学距離が2キロメートル以上で、交通機関を利用して通学している児童生徒の保護者に対しまして、義務教育におけますところの通学費用の保護者負担の軽減を図っておるものでございまして、補助率でございますけれども、市営バスの学期定期券の1か月相当額の3分の2から5分の4を補助しております。これにつきましては、児童生徒の居住地によって異なっております。

補助人数でございますが、小学校が2校で55名でございます。中学校につきましては3校で57名でございます。

それから、先ほどおっしゃられましたような山間地域といいますか、そこから通っておられる方の対象者についてでございますけれども、小学校で55人、全員でございます。中学校は、先ほど申し上げました57人中53名でございます。

以上でございます。

橋本紀子議員

校舎の改修に、1校につき1億1,000万円ということですね、膨大なお金だというふうに思います。そのうち屋上防水と外壁塗装というのは補修工事ですけれども、これを計画的にやっていかなければ、なかなか新築校舎を建てるという状況でもありませんから、やっていただかなければなりませんけれども、校舎内部の改修ということにつきましては、今日的な教育のニーズにも合うような形で、学校とも相談しながら進めていっていただきたいと思います。

それから先ほどありましたけれども、トイレの改修なんですが、私もずっとトイレの改修についてはお願いをしてまいりまして、皆さん方の希望もありまして、1か所が拡大されて2か所の改修になりました。掃除の問題もさることながら、そもそもが古いということもあります。あのようなお金をかけた大規模改修でなくても、もう少しいい状況に改修ができないか。

一律2か所ということで、今していただいておりますが、学校の規模によりまして、必要度が違うというふうに思いますので、児童生徒の人数に比例して、そのあたりのほうを検討していただきたいなというふうに思います。

それから耐震の問題ですけれども、とりあえずは避難所となるということで、いち早く体育館の改修をしていただいておりますが、中国で起こりましたあのような地震、阪神・淡路大震災では未明ということで、子どもたちが自宅にいましたけれども、いつ何時起こるかわからないことを考えれば、中国の問題も人ごととは言えません。あれは工法に大きな問題がありましたから一緒にはなりませんけれども、多くの子どもたちが生活をする場ということを考えますと、できるだけ早く耐震をしていただきたいというふうに思うわけです。

今年度は3校を対象に、工事期間とか補強の工法、事業費などの調査検討を行っていただくということですから、ぜひ速やかに進めていただきまして、計画を明らかにしていただきたいということを、お願いしておきたいと思います。

それから、遠距離通学なんですけれども、本当に山間部の方々は子どもたちも減って、そして下のほうにおいて通学されているわけですけれども、子どもたちの通学のこと、下においてしまおうかというようなこともあると思いますが、やっぱり地域、ふるさとに根づいて、そして過疎にならないように子育てをしておられるということを考えれば、何らかの形で子育て支援の一つとして、通学費用の負担を少なくしてさしあげるということも、考えなければいけないのかなというふうに思います。これもぜひ検討をお願いして、終わります。

次ですけれども、学校給食の安全についてと、それから中学校給食についてをお尋ねいたします。

今、問題になっておりますWTOの合意で、77万トンが輸入されている状況です。先ほどの農業の話で、一方で減反をしながら、このMAと言うミニマムアクセス米が入ってきてるわけですけれども、私もこれがウルグアイラウンドで合意されたときに、まさかこ

れが安いからといって、学校給食などに入らないでしようねというようなことを府教委と話し合いをしたこともありました。遠い昔はまさかと思っていましたが、工業用として使用されるはずであった汚染米が、心ない一企業のために食用に供されて、京都市では赤飯に、大阪府内でも10市2町の50万食に、汚染米のでんぷんが使われた玉子焼きの加工品が使用されていたことが判明しまして、大きな被害が発生しているということになっています。

学校給食は、児童全員に提供される集団給食でありまして、子どもたちは選択ができない状況でございます。その児童も心身の成長の途上にありまして、抵抗力も弱いしということで、食中毒の事故が発生しますと大変な被害が起こることになります。何と言っても、安全性の高い食材の確保というのが一層求められてきていますし、高槻ではこれまでもずっとそのようにされてきたということは、私も評価しているところです。

BSEの問題がありましたときでも、骨髄を使用したスープなど一切使っていなかったということも過去ございましたし、加工食品も、こういうものがあるなということは、他市の方もちょっとは感じていたけども、主に、これは大量のセンターのところで使われているようですから、そういうやむを得ず大量のもので使用されたかと思えますけれども、単独自校調理の中で安全性を追求してきた高槻ではそういうことがなかったということについては、安心できるというふうに思います。

学校給食用の使用食材につきましては、ふだんより安全性の高いものが使用されて、農産物については、昨日も農林課のほうで私もお願いしましたエコ農産物や、あるいは地場米の使用が80%というような状況の中で、高槻市の地場のものを積極的に使用されますけれども、その使用状況と、今後さらにエコ農産物の農家が拡大されていますから、それについての生産量、供給量も拡大されていくと思えますので、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから中学校給食のことについて、これは要望だけさせていただきます。

昨年、中学校給食のあり方懇話会というのが開かれまして、今、子どもたちの状況というのは、本当に健康で安全な食生活というのから、ほど遠い状況にありまして、子どもたちの食をめぐる状況というのは、危機的だというふうに思っています。

学校のほうでも朝食の欠食とか、偏食とか、不規則な食事とか、肥満とか、生活習慣病の早期化とか、あるいは瘦身願望、やせる願望とか、孤食、一人で食べるとか、そういったことが本当に増加をしまして、大変な実態になっているというふうに思います。

そういった面で、国のほうも自治体とか社会を挙げて、食育を初めとした生活習慣病の予防とか、食品の安全性の確保について、食育基本法に基づいて、高槻でも今取り組まれています食育推進計画などを策定して、取り組んでいると思っています。

そういった状況の中で、成長期にある中学生の昼の食事についても、大変重要であるかというふうに思います。

あり方懇話会が開かれまして、その中で結果的には、高槻市の中学校給食のあり方、こ

れは報告が出されました。それに基づいて、提言がまとめられています。

1つは、中学生の心身の健全な発達にとって、栄養バランスのとれた学校給食の提供ということ。それから、望ましい食習慣を身につけることは大切なことなので、そういうものを通じて食育をさらに充実されたい。それから、持って来られる方は食育の面から見ても大きい意味があるから、全員制給食も意義があるけれども、お弁当の日も考慮して、希望制の中学校給食を実施されたい。もう1つは、多くの課題の解決が必要であるが、温かい学校給食、安全、確実に供給できる親子方式なども実施されたい。

これは一つの提言ですから、これを教育委員会がどのように受けとめるのかなと思っておりまして、ちょうど大阪府が、その後、中学生に対する公立中学校スクールランチ等推進協議会を設置しまして、市場調査とか、課題整理とか、研究協議を行うとしていまして、ただいま開かれているところだと思えます。これがまとまれば、21年度からの実施に向けて進められていくと思えます。

高槻市でも提言はありましたけれども、その後の大阪府の展開の中で、事業の中で学校給食の導入に—現実的には入られると思います—今検討中ということで、具体的なことはわかっておりませんし、決算ですから要望だけを申し上げますと、時間をかけて懇話会でも議論をしていただきました。その提言の趣旨を十分に生かして、高槻市の中学校給食の実施に向けて、鋭意努力をしていただきたいと思いますということをお願いしておきます。

仲管理室参事

学校給食での地場産農産物の使用状況についてのご質問でございますが、まず、お米につきましては、平成13年度より使用を開始し、その後、順次使用回数をふやしております。現在では米飯給食に使用するお米の8割が、地場産のヒノヒカリを使用しているところでございます。

また、野菜につきましても、年々使用量を増加させており、平成19年度には大阪府エコ農産物に指定されている地場産のジャガイモを3トン、タマネギを9トン、大根を540キロ、ニンジン330キロ、そして樫田の干しシイタケを11キロ使用したところでございます。

地場産の農産物の使用は、子どもたちの地元農業への理解、郷土愛の醸成、安全性の確保に有用であることから関係課と連携を図りながら、引き続き使用してまいりたいので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

橋本紀子議員

地場産物を使っていただくということは、きのうも申し上げましたけれども、ぜひ進めたいと思います。つくっていただいている方も、子どもたちに食べてもらうの

だという目的を持ってつくっていただいていると思いますし、子どもたちも生産者の非常に近いところで食べ物が供されるということは、大きな学習面の効果もあるというふうに思っております。食育の推進の中では、農家の方との交流も図られているということですので、ぜひ今後ともこのような取り組みを充実していただきますようお願いをしまして、この件は終わります。

次に1問だけさせていただきたいんですが、学校図書館の蔵書についてお伺いします。

毎回、文教市民委員会、あるいは本会議で、学校図書館の充実事業を続けているけれども、なかなか図書標準に到達しない。私は市全体に本がいっぱいあるという話も聞いておりまして、市全体の資源の共有をすることによって標準に到達する、そのことを解決することができないかということをおもっています。それについてのお考えを、お聞かせいただきたいと思っております。

久保教育指導課長

学校図書館充実事業につきましては、学校図書館の蔵書をふやし、子どもたちの読書活動を充実させようと、中学校では平成7年度から、小学校では平成8年度から現在まで継続して取り組んでまいりました。

この間の取り組みによりまして蔵書は増加をしておりますが、一定の廃棄もあることから大幅な増加には至っておりません。

平成20年度当初、市内の小、中学校におきまして学校図書標準を達成できている学校はなく、達成状況としては小学校71%、中学校76.5%となっております。これまでの本会議においても答弁させていただいてますように、すべての小、中学校が図書標準に近づくように、今後も計画的な蔵書の増を図ってまいりたいというふうに考えております。

市全体の資源を共有するということにつきまして、委員会からもご指摘があったわけですが、現在、市立図書館の図書を団体特別貸し出しとして学校に貸し出し、それを連絡車で運搬するという取り組みを進めております。連絡車の運行は平成18年度からは、希望するすべての小、中学校を対象に拡大をいたしまして、平成19年度には小学校35校、中学校10校が利用しており、今年度もさらに活発な活用に向けて取り組みを進めております。

市立図書館の図書の活用を推進することによりまして、それぞれの学校が所蔵しております図書に加えて、30数万冊という市立図書館の児童用図書も利用できることとなりますので、図書標準以上の図書を児童生徒が利用できるというふうなことになるように、中央図書館とも連携しながら今後も学校図書館支援機能の強化やシステムによりまして、子どもたちの読書環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

橋本紀子議員

学校図書館というのは、いわゆる市の図書館とは違って、学校のカリキュラムセンターでありますとか、子どもたちの知識の宝庫といいますか、そういったものとして、今、大きく注目を浴びていますし、期待もされているところです。ぜひこの蔵書の達成を100%にさせていただきたいというのは、やまやまの思いでございます。

一つ、平成20年3月17日に、高槻市図書館協議会の答申というので、これからの高槻市立図書館のあり方についてが示されています。その中に、学校図書館支援センターということが述べられています。高槻市立図書館では児童図書を約35万冊所蔵しているが、一般に開架できる図書は約18万冊で、残りの17万冊程度は書庫本となっている。検索することはできるし、貸し出しを受けることができるけれども、手に取って見ることができない。大量の本を選んで学校図書館に借り受けようとする、司書教諭の方にとっても不便であることには違いない。学校図書館を活性化しようとする場合、市立図書館の児童書の活用は不可欠となると。

先ほどもありましたように、学校図書館の連絡車が、かつては全部の学校に行っておりませんでしたけれども、全部の学校に行っていくことによって、各学校に配送するシステムが構築されたわけです。したがって、学校図書館に所蔵する本と、残ってまだ見えない図書館と合わせれば、同様の価値を学校の中で、蔵書の達成について持つことになるのではないかと提言されています。子ども図書館では、このように市が所蔵するすべての児童書を開架することで、学校図書館支援センターとして大きな機能を発揮できると期待されるとあります。

冒頭に申しましたが、当然、各学校の図書が100%になるのがいいのですが、やはりこのような提言はなるほどなあと、資源の共有化というのも、その過程の中では大事なことだろうというふうに思いますので、ぜひ具体的にこれを進めていただきたいということをお願いします。

それから引き続いてですが、海外帰国子女等指導協力者派遣事業についてお伺いします。

いろんな関係で、今、海外から高槻市に来られている方がふえているというふうに思います。その中でお子さんがおられない方もあると思いますが、渡日児童生徒数の推移、日本語指導が必要な児童生徒数、それから日本語の習得状況、最近の渡日児童生徒の状況、指導協力者の派遣状況、それから渡日児童生徒へはどのようなサポートが必要か、保護者へのサポートはどうかをお聞きいたします。

久保教育指導課長

海外帰国子女等指導協力者派遣事業につきまして、お答えいたします。

まず、日本語指導についてのお尋ねですけれども、平成19年度、日本語指導が必要な児童生徒は52人でした。言語につきましては、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルト

ガル語、タイ語、ルーマニア語の6言語で、すべて英語圏以外から渡日した児童生徒となっております。国際化の進展に伴いまして、日本語指導を必要とする児童生徒は増加の傾向にありまして、平成15年からの5年間で約1.8倍にふえております。

日本語の習得状況は、渡日に至った経過や日本に来てからの年数等によって差があります。昨年度の実績では、日本語での日常会話が全くできない児童生徒は8人、簡単な日常会話はできて、まだ授業での支援が必要である児童生徒が12人、日常会話がかなりできて漢字の読み書きや学習言語の支援が必要な児童生徒が32人となっております。

なお、年度途中で転入する子どもは、母国から渡日してすぐのため、ほとんどが日本語を全く理解できないという状況になっております。また、保護者も日本語が理解できないために、編入の手続や学習の準備等の対応に苦慮しております。

このような子どもたちにとって、日本語を習得できるのは学校だけでありまして、日本語指導協力者による、学校での日本語指導が必要となっております。

次に、指導協力者の派遣回数につきましては、年間360回の予算を確保しております。これを対象とする子どもの渡日回数や在籍数によりまして、学校ごとに割り振りを行っております。子どもたちの日本語の習得状況や在籍数にあわせて、年度当初に割り振りを行うわけですが、近年、年度途中の転入も多いことから、それを見込んで割り振りを行っております。しかしながら、予定以上の年度途中の転入があった場合には、派遣ができないというふうな場合も起こっております。

なお、昨年度は7人の児童生徒について、要望があっても派遣をすることができなかったというようなことでした。また、派遣回数を少なく制限せざるを得ないというふうな場合もございました。

日本語指導が必要な児童生徒は、今後も増加する傾向にあるというふうに思われますので、すべての子どもたちが安心して学校に通えるよう、今後も派遣回数、また派遣方法を工夫する必要があるものというふうに認識しております。

日本語指導等の協力者の役割としましては、渡日した児童生徒に日本語の指導を行い、授業や学校生活を円滑に行えるようにすることで、子どもたちの教育保障をするというふうなことが第一となっております。

そのほかにも日本語と母国語の両方の協力者ができることから、渡日したばかりの児童生徒が学校生活になれるための支援も、担任と連携しながら行っております。

保護者につきましても日本語での会話が十分でなかったり、生活習慣の違いやコミュニケーションの困難さから、日本での生活への適応に課題がある場合も多く、担任等が日本語指導協力者からアドバイスをもらいながら支援を行っておるところですが、学校の取り組みだけでは、限界があるといったことも課題となっております。

橋本紀子議員

19年度決算ですが去年のものがなかったんで、ちょうど平成20年度の高槻市市民意

識調査—外国籍市民アンケート—というのが、先日配られてまいりまして、これを見ますと、いわゆるニューカマーの方なんですけれども、日常生活において困っていることや不安に思っていること、そのことの1番ですけれども、子どもの教育のことが34.1%というふうになっています。

それから、教育や子育てについて、あなたや子どもが困っていることは何ですかと尋ねますと、保育所や幼稚園、学校からの連絡内容、お便りなどがわからない。また、母国の言語や文化を身につける機会が少ないなどということがあります。日本に住んでいても、母国の言葉や文化を学んでほしいということが言われています。

日本人に理解してほしいということでは、外国人が日本で生活することの困難さを、44.9%の方が答えておられて、そして国によって風俗や習慣が違うことが40.6%、外国人に対する差別があるということなども高い順位であらわれています。

やはり一番問題と思いますのは、年度途中ということ、計画ができなかったかということは重々わかった上でも、いきなり途中で来られて、日本語を全くしゃべれないお子さんを受け入れた学校での教育保障ということは、本当に大変問題だというふうにも思いますし、昨年度は7人の児童生徒について派遣ができなかった。あるいは、派遣回数を少なく制限せざるを得ないということがあったということについては、課題であるというふうに思います。

それで日本語指導の取り組みで、他市との比較を見てみますと、高槻では先ほど360回というのがありますが、これは年間40回の9人分ということで約週1回ということで、総額として予算が144万円です。

これに対しまして、茨木市の場合は、児童生徒に対してと、保護者に対してと2種類の支援があります。謝金の単価も高槻は4,000円なんですけど、5,000円ということになっていますけれども、児童生徒18人に対して84回、ですから40回という高槻市の状況の約2倍を超える支援がありまして、その総額予算が756万円。それから保護者に対しても、懇談等の通訳ということで77回分、38万5,000円。さらに、そのほかに日本語適応教室として週1回3時間、講師2人でそういうものがされています。

吹田市も400回分で130万円、そのほかに日本語適応教室があります。それから摂津市は260万円ですから、高槻の2倍近いお金が予算化されています。島本町は学校と協議して内容を決めるということで、全体予算の示しはありませんが、これを見ても教育の町高槻ということであれば、義務教育によってどの子に対しても、等しく教育保障をしていただくということが大事ではないかと思います。

子どもにとって文化、習慣の全く違うところで、学校に来て何よりも困ることは言葉の問題や習慣の違いだろうというふうに思いますので、ぜひこの点についてはご検討をいただきますように、お願いをしておきます。

異年齢児学級についてと、それから先ほどの岡委員と重なりますが、簡単に就労支援型預かり保育についてお尋ねします。

まず、異年齢児学級なんですけども、導入の背景として、4歳児の待機児の課題と、少子化などによって異年齢児のかかわりの希薄化が上げられていました。18年度当初は、保護者の不安もあったということですが、3園で実施して、19年度は7園に拡大されました。同年齢児学級と、どのような違いや効果がありましたか。次に、幼児教育、とりわけ就学前教育に、今最も必要なことは何なんでしょうか。3つ目、大阪府内の各市における実施状況はどうなっていますか、お尋ねします。

それから、就労支援型預かり保育については、ここに教育委員会が出された経過と課題というところで、保護者へのアンケートを実施したところ、就労支援型預かり保育を利用することで、新たに仕事を始めたり、勤務内容を拡充した保護者が芥川では39%、桜台では45%あって、保護者の社会進出を支援するという目的にかなうことができたとあります。このことは大きく評価します。ただ、園区内の利用者が多いことをどのように受けとめておられるか、お尋ねいたします。

それともう1つは、ここの課題のところ、やはり通常保育時間に比べて、急な発熱や小さなけがの発生が多い実態があって、長時間にわたる保育の工夫をするとともに、実施園からは、養護教諭の配置の希望が強いというふうに書かれています。長時間保育での養護教諭配置について、保育所との整合が必要と思いますが、これについていかがお考えかお聞かせください。

久保教育指導課長

まず、異年齢児学級についてですけども、同年齢児学級との違いというふうなことです。4歳児と5歳児の異年齢児の混合によります学級編制は、子どもたちの人間関係の広がりや深まりをもたらし、子どもたちの豊かな心をはぐくむという点で大きな効果がございました。

異年齢児学級編制では、年上の立場も年下の立場も体験することができます。年長児へのあこがれは、私もやってみたいという意欲をはぐくむ。また、年少児に対して手伝ってあげようとか、教えてあげようといった思いを持って積極的に行動することは、自信をはぐくんでおります。

また、豊かなかかわりの中では、自分の言葉で気持ちを語る力や、相手を思いやる力も芽生えております。少子化の中で、異年齢の子どもが触れ合うことが少なくなっておりますので、そうした意味からも効果があったものというふうに考えております。

次に、幼児教育において重要なことと必要なことということですが、今、最も重要なことというふうなことでは、幼児期は人としての土台をつくる大変重要な時期でありまして、心身の健やかな成長、発達を目指さなければなりません。子どもたちが周りの大人から、自分は愛されていると実感することを通して、自尊感情をはぐくみ、自分がだれかの役に立つ存在であることを実感する中で、自己有用感をはぐくみ、人や社会への信頼感を持った人間を育てることが、必要であるというふうに考えております。

府内の異年齢児学級の実施状況でございますが、岸和田市立の幼稚園におきまして、平成14年度から全23園で実施されました。また、吹田市におきましても平成16年度から、全16園で実施されています。現在、把握しておりますのは、以上でございます。

次に、就労支援型の預かり保育についてですけれども、先ほどもご答弁しましたように、芥川、桜台の両幼稚園で実施しております就労支援型の預かり保育、これにつきましては市内の全域から園児を受け入れておりますが、平成19年度は、70から80%の園児が、園区内から通園するというような状況になっております。大半の保護者は、自転車等を利用して通園をされておきまして、雨の日や風の日もある中で、幼児を連れての通園が可能な範囲は、おのずと園区内に限られてくるというふうに思われます。大半の利用者が園区内であることから、仕事を持ちながらも幼稚園教育を選択した保護者にとっては、地域の幼稚園で実施をされると、こういったことに意義があったものというふうに考えております。

最後に、養護教諭の配置等ですが、就労支援型預かり保育におきましては、体力、集中力ともに未熟な幼児が、長時間にわたる集団保育を受けることは、心身の疲労を伴うものです。実施園では、預かりの保育室を家庭的な雰囲気に整備をし、リラックスできるように工夫をしたり、ゆったりとした生活のリズムをつくるように配慮しておりますが、休日明けや週末には、急な発熱や小さなけがが多いというふうな実態もございます。

教職員や指導員が連携をいたしまして、応急処置等の対応を行っておるところですが、専門的な知識や技能を備えた養護教諭の配置を望むことがあることについても、承知をしております。

以上でございます。

橋本紀子議員

まず、異年齢の学級なんですけれども、説明を聞かせていただいたときには、ああ、そうかと思ったんですが、なかなかイメージが具体化しませんでしたので、先日、ある園のほうで参観をさせていただきました。何よりも感動しましたのは先生たちの熱意でございまして、大変心を打たれました。

先生たちも最初は担任された折に、4歳、5歳の両方の教材とか、指導を行わなければならないということで、戸惑いもあったということを率直に申された中で、でも、実際に行ってみると、先ほど課長も言われましたけれども、年長の子どもたちが小さい子どもに対する思いやりとか、いたわりが生まれてきて、そして自分自身も我慢ができる心が育ってきて、また、4歳児は5歳児を見ながら、しっかりと育てていることが実感できるということを言っておられました。

初め不安があった保護者の皆さんも本当にこれはよかったと、そういう声がほとんどであって、子どもの心が安定するのも早い、このようにおっしゃっていました。それから、また4、5歳と同じクラスで育った子どもが就学しますと、小学生では校庭で触れ合いま

すから、幼・小の連携も非常にスムーズにいったということもお話されてきました。

海外では幼児教育というのは、ほとんど異年齢ということで、よくよく考えてみれば、我々が子どものころは地域の中で、違う年齢がまざって遊んでいるというのは当たり前のことで、その中でいろんな集団のノウハウを身につけていったんだろうというふうに思います。

そういう意味では、ある先生がもうじき退職されるんですが、私がこの仕事を最後にできたのは自分の花道だと、そこまでおっしゃっていらっしやいました。本当にかかわっておられる方が、自信を持って取り組んでおられるということは、なかなかすばらしいなというふうに思いました。ですので、課題となっている拡大について、これについてもぜひご検討いただきたい。

それから、就労支援型預かり保育についても、先ほども岡委員からありましたけれども、全教員と園長先生が、長期休業中は体験をされたということですから、これについてもぜひ拡大をしていただきたいということと、やはり長時間ですから、小さな子どもをお預かりになるわけですから、健康面の問題は大変だと思います。配置を工夫されるということもあるんでしょうが、それよりもやはりやりくりということではなく、基本的な考え方をもう1回考え直していただいて、それには健康管理が必要だという方向性でご検討いただきたいと、このように要望をさせていただきます。

最後にですけれども、学童保育についてお伺いします。

学童保育の問題は本会議でも、何人もの方から質疑や一般質問がございまして、昨今の放課後の子どもたちの安全の問題から言えば、保護者の皆さん、地域の皆さんにとっては、大変深刻な問題だと思います。とりわけ就労の支援ということから言えば、小さい子どもを地域の中に置き去りにしてるというか、ほうりっ放しにして仕事をされるということは、なかなか心配なことだろうというふうに思います。

私たちが学童保育の重要性にかんがみまして、時間延長の問題とか、さまざまお願いをしてまいりました。しかし、なかなか待機児が解消されていない。これの現状と整備計画について、お伺いをしたいと思います。それから、平成19年10月の厚生労働省が策定した放課後児童クラブガイドラインの整備指針に対する市の考え方をお伺いします。それから、学童保育の施設状況についてお伺いします。

亀田学童保育課長

初めに、待機児童でございます。

学童保育事業は、保護者の就労支援を図るとともに、放課後における児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊び及び生活の場の提供が、近年強く求められており、待機児童の解消は喫緊の課題となっております。

そこで平成17年度より、毎年2室目の保育室を整備し、本年10月、整備を完了いたしました3保育室を含めると、現在40か所、49室で運営し、待機児童の解消に努め

ているところでございます。

平成19年度におきましては、4月当初の待機児童数は153名、待機室は24室でございましたが、8月に2室目を開室いたしました阿武野及び奥坂学童保育室では39名の待機児童を解消し、年度末には8名、7室となったところでございます。

今後も児童の次世代育成に向けて積極的に取り組むため、今回の機構改革において当該事業は、教育委員会から子ども部に位置づけされたところであり、待機児童の状況、保育所における5歳児の入所者数、学校の施設状況、在園補助金の活用等を総合的に勘案して、来年度の整備計画を考えてまいります。

次に、放課後児童クラブガイドラインについてのお尋ねでございます。

指針では1施設当たりの児童数は、最大70人と上限枠を設けております。本市では条例施行規則で定員を、1学童保育数45名と定めておりますが、児童の待機状況をかんがみ、最大臨時定員60名で運営しております。

児童1人当たりの面積につきましては、指針では1.65平方メートル以上となっております。本市の1人当たりの平均面積は、昨年9月30日現在で見ますと、条例定数上は1.6平方メートル、入室児童数上では1.5平方メートルとなっております。児童の平均在室者数は約82%であることから、日々の児童面積は、指針の1.65平方メートルを平均では確保できていると考えています。

最後に、施設状況でございます。平成19年度末現在で40か所、46室で運営しております。施設形態は、小学校の空き教室を利用したものが26室、幼稚園の空き教室を利用したものが2室、専用プレハブ、専用施設が18室となっております。

以上でございます。

橋本紀子議員

重ねてちょっと後で要望したいと思っておりますので、先ほど言いました放課後児童クラブガイドラインです。これは平成19年10月に厚生労働省が策定いたしました。これの中で、とりわけ事業内容向上のための指導員研修と、ボランティアの活用について触れられていますが、これについてご回答いただきたいと思っております。

亀田学童保育課長

厚生労働省が作成しておりますガイドラインは、学童保育事業を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指したものであり、実施に当たっては、各地域の多様性の中で対応すべきものであると考えております。

そこで、ご質問の指導員研修につきましては、指導員の質を向上させ、児童にとってより快適な保育の実現を図るため実施しております。研修計画は、毎年、指導員代表、障害児保育推進委員会代表委員の参加を得て、保育上必要とする研修も十分把握する中で、年

1 1回の研修計画を策定しております。

平成19年度におきましては、児童をねらった犯罪や、不審者から子どもたちを守るための児童の安全防犯対策について、いじめや障害児保育等の人権研修、保護者との円滑な関係を構築するコミュニケーションスキル、自主研修としましては救急法、伝承遊び等を実施しております。参加者につきましては、指導員全員が対象であります。人権研修や救急法につきましては、臨時指導員も受講対象としております。講師につきましては、特別支援学校、大学等の先生や専門家を招いているところでございます。

今後におきましても、指導員として求められるスキルを高め、より充実した保育を実現するため研修を進めてまいりたいと考えております。

次に、ボランティアスタッフの活用でございます。当該事業の運営につきましては、子どもの周辺環境の厳しさにかんがみ、運営責任は非常に重く、保護者との信頼関係の構築、学校との連携、児童の健康状態の把握、子どもの個人差への配慮、個人情報管理など指導員が日々努力し、円滑な運営に努めております。よって、安全・安心の確保や指導に混乱を招かないためにも、現体制で運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

橋本紀子議員

わかりました。

学童保育の研修についてお尋ねしまして、特別支援学校や障害児教育にかかわっている先生も参加されているということで、安心をいたしました。

小学校や、あるいは幼稚園でも発達障害についてのガイドラインをつくられて、大変デリケートな問題について対応されておられます。学童保育も同じく日常生活の中で連続したところにありますので、そこら辺の視点というのをお尋ねしました。今後ともよろしくお願いします。

それから、現時点では現行体制で運営していくということで、安全・安心の確保を図っていただくということで、これについてもよろしく願いいたします。

最後に要望となりますが、確かに1室、それが2室、そして平成20年度は3室と、飛躍的に増室を図っていただいておりますことについては、大変評価をさせていただいております。しかし、やはりニーズが非常に切実にあるということ。それから、先ほど余裕教室の実態ということのお話がありましたが、実際としては、今日的な教育のニーズによって、余裕教室はほとんど当てにならない、使えない。ほかにもいっぱい使い道があるということであれば、先ほど必要な面積というのが、大体幾ら幾らということがわかっているわけですから、余裕教室を当てにせず、校舎内のどこかに原則2室が確保できないかという、そういう計画を立てていただいてもいいのではないかというふうに思います。

そもそも45人の定数の中で、60人が入っているわけですから、ほぼすべての学童保育室が2室になっても、これは余っていくということではないというふうに思っております。

す。ぜひ展望のある計画策定に向けて、検討努力をお願いをしたいというふうに思います。

最後になります。いずれにしましても教育に必要なのは、地域や保護者や学校間、これのコミュニケーションが何よりも大切だというふうに思います。対立や不信の上で教育を語っても何も生まれません。教育こそ、人と人との信頼の上に立ってこそ成り立つというふうに思っております。

高槻市においてもこれまで以上に、市長と教育長が十分なコミュニケーションをとっていただきまして、信頼関係の上に教育行政を推進していただきたいということをお願いをして、終わります。